

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	つるまち海の風保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 和修会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	若林 仁子 園長	
定員（利用人数）	100 名 （ 86 名 ）	
事業所所在地	〒 551-0023 大阪市大正区鶴町4丁目8-4	
電話番号	06 - 6554 - 5372	
FAX番号	06 - 6554 - 5317	
ホームページアドレス	https://www.washukai.org/	
電子メールアドレス	tsurumachi@washukai.or.jp	
事業開始年月日	平成25年4月1日	
職員・従業員数※	正規 13 名	非正規 12 名
専門職員※	保育士：正規 10名、非正規 6名 栄養士：正規 1名、調理師 正規 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室：0～5歳児 調乳室、調理室、ホール、園庭、屋上園庭、駐輪場、駐車場 更衣室、事務所	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回	
前回の受審時期	平成	27 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【保育理念・方針・目標】

保育理念

- ①子どもたちの権利を守り、安全で楽しく生活できる保育を提供します。
- ②安心して預けることができる園、家庭とのつながりを大切にして子どもの健やかな成長をはかる園をめざします。
- ③地域とのつながりを大切にし、子育てを支援する園をめざします。

保育方針

- ①基本的な生活習慣を養います。
- ②自主性、創造性を育てます。
- ③自分も人も大切にすることを育てます。
- ④小学校生活に対応できる力をもつ子どもを育てます。

保育目標

- ・健康でしなやかな身体と心をもった子ども
- ・豊かな感性をもった子ども
- ・いろいろな事に興味・関心をもち、意欲的に取り組む子ども
- ・一人ひとりの個性を尊重し、違いを認め合い自分も人も大切にすることを育てます。

【施設・事業所の特徴的な取組】

【 少グループ制の保育 】

乳児はゆるやかな育児担当制・幼児は少グループに分かれて保育活動を行っています。少人数での活動は、生活リズムや子どもの発達に合わせて、しっかりと丁寧に関わることができ、落ち着いた環境の中で子ども達との信頼関係が構築できています。また保護者にも子どもの成長を細かく伝えることができます。

【 運動あそび 】

乳児・幼児とも毎朝決まった時間に運動あそびを行っています。各年齢の子どもたちの成長、発達に合ったカリキュラムに合わせて、竹馬やサーキットあそびなどを楽しんでいます。目標をもって継続して取り組み、「できた！」という達成感を味わい、子ども達の次への意欲につなげています。また、0歳児は保育室の廊下でも運動あそびを取り入れています。

【 給食 】

国産の野菜・冷凍食品を使用していない給食は、安心・安全で保護者の方にも喜ばれています。自分たちで育て栽培した夏野菜などを収穫し、調理室へ持っていき、おやつや給食でいただくことができます。展示している給食を保護者が家庭でも調理できるように、レシピも用意しています。月に1度のお楽しみメニューや郷土料理、また絵本の題材を取り入れた絵本メニューなども、献立に取り入れ、子ども達はいつも楽しみにおいしくいただいています。

【 職員間の連携 】

運営・保育に関することについて、常に職員間で情報共有し、連携しながら取り組んでいくための体制作りを行っています。この職員間の連携体制をもって課題や改善事項などについても迅速に話し合い、対応することができています。

【 保護者支援 】

昼会議や職員会議において、職員同士が常に話し合い、各クラスの子どもの様子など職員全員で共有しています。方向性を決めたくうえで対応を行っているので、保護者支援もスムーズに行うことができます。保護者が安心し、常に話しかけやすい環境作りを心がけています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	令和3年1月28日～令和3年10月7日
評価決定年月日	令和3年10月7日
評価調査者（役割）	0501C022（運営管理委員） 1701C005（運営管理・専門職委員） 2001C015（専門職委員）

【総評】

◆ 評価機関総合コメント

過去に他の評価機関で受審をされた園（平成27年度：市からの民間委託直後3年目）でしたので、評価の進め方におおむね違いはないものの、細部で評価の段取りや考え方や重点の置き方（弊社の場合は改善が最も重要）が異なる点を考慮し、8月前半に保護者アンケートを実施（第三者評価）、9月中旬に「自己評価表」（第一者評価）を提出願い進めました。訪問調査時は、新型コロナウイルス感染症 第5波の緊急事態宣言期間中（8月2日～9月30日）でしたので、評価調査者3名全員のコロナワクチンを2回接種済、訪問時の玄関での検温・手洗い実施や、3Fに在る風通しの良い大きなホールでのヒアリング、ホール内の換気、ソーシャルディスタンス、マスク・マウスシールドの着用等々、やれる低減策は全て実施しました。園長・副園長、主任保育士・栄養士を中心に園のスタッフ全員参加で事前準備し、園長主導の全員参加で勉強会を実施したり、多くの『マニュアル』の改訂を行ったり、話し合ったりする中で、より一層職員間の絆が深まり、チーム保育のレベルは上がったようです。次令和4年度からは、認定こども園となり、保護者の就労の有無に関わらず子どもを受け入れ、1）カリキュラム・マネジメント 2）主体的・対話的・深い学びという3つの視点から改善する（アクティブ・ラーニング）等の手法により、幼児教育のさらなる進化が期待出来る園です。

◆ 特に評価の高い点

（1）保育所保育指針に則って掲げられた保育理念、保育方針、保育目標は子どもの権利を守り幸せを願って日々努力している姿勢が明示されており、保護者、地域の方々の信頼を得ることにつながっています。様々な研修の取り組みの中で、特に人権教育研修は年間計画のもと毎週月曜日、子どもたちに人権について紙芝居や絵本を通して伝えています。様々な人権（安全、保健、人権、食育）に対して、子どもたちにももちろん職員にも月に1度の職員会議を通して伝え、園全体で力をいれています。子どもが「豊かな心を育み」「新しい時代に生きる力の基礎を培い」健やかに育ちゆく保育を推進する基盤となっています。

（2）「地域とのつながりを大切にし、子育てを支援する園を目指す」という保育理念に則り、支援が必要な家庭に対して、関係機関との横断的な連携のもと、きめ細かな家庭支援を実践しています。日々全児の様子を全職員で把握共有できるように会議や記録を丁寧に行っていました。

（3）掲示物においては、各クラスその日の保育内容や子どもの姿を伝える掲示板があり、また玄関には具体的な保育内容を可視化するためにタブレットを利用して写真を掲示するなど、わかりやすい発信を工夫していました。また一日数名の保育参加の取り組みは、保護者に寄り添った柔軟な個別の対応により好評を得ており、全保護者が参加しています。

（4）職員間の連携・チームワークが良いです。保育や子どもの様子に関する事を常に職員間で情報共有する為、毎日「昼会議」を行い、少しの情報でも集まり園全体で子どもたちの情報を把握している。また、月に1度全職員が集まる「職員会議」を実施。議題は、職員会議が行われる1週間前に園長、副園長、主任保育士、事務長が集まり、事務所会議を行い内容を決めています。職員会議では、研修を取り入れ全職員が専門技術向上に努めています。

（5）運動あそびが充実しています。外部講師が来る体育指導、毎週金曜日に幼児（3、4、5歳児）合同でのリトミック、毎朝の運動活動を取り入れている。職員も研修を通して、運動器具の使い方や子どもの補助方法、活動内容を教わる事で保育に生かされており、子どもの運動能力の向上に努めています。

◆ 改善を求められる点

b 評価となった2項目

評価基準 9番 I-4-(1)-② 「改善計画書」を確認出来なかった。

評価基準 17番 II-2-(3)-① 職員一人一人の目標の設定が、目標項目、目標水準、目標期限が明確になっていませんでした。

◆ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審するにあたっての準備期間、園運営に関して様々なことを見直すことができました。また、評価項目ごとに、職員一人ひとりが、担当、役割の中で責任をもち取り組んだことで、職員に考える力と、学ぼうとする土台ができたように感じます。

評価委員の方に、丁寧にアドバイスしていただいたことについても、改善点として職員全体で取り組み、地域に根ざした園になることができるように、さらに、質の向上に努めてまいりたいと思います。

◆ 第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	<p>保育理念・保育方針・保育目標はホームページや『ガイドブック』、「園だより」等に明文化し、周知を図っています。職員に配布し、共通の思いを持って教育保育を行う事の大切さを伝えています。保護者には、入園時の面接の際やクラス懇談会に『ガイドブック』を配布し、具体的に園の考えを説明しています。また、訪問調査当日 9/28（火）に、保育士・栄養士・調理師等の全職員の脳裏に理念、方針、目標が刻み込まれているか、「筆記テスト」を行い、周知方法の妥当性を確認しました。</p> <p>～ 保護者の保育理念・保育方針の認識度 <アウトカム評価> ～ 2021年8月実施 保護者アンケート結果（回収37件/総数67家族＝回収率55.2%） （コメント） 設問 1 保育園の保育理念・保育方針をご存じですか？</p> <p>⇒回答 ①よく知っている 4（10.8%） ②まあ知っている 21（56.7%） ③どちらともいえない 6（16.2%） ④あまり知らない 6（16.2%） ⑤まったく知らない0 ⑥未記入0</p> <p>①よく知っている 4（10.8%） + ②まあ知っている 21（56.7%） = 25（67.5%）・・・ 緊急事態宣言発令中の第5波のコロナ禍であった為、回収率は高くないですが、保護者は比較的、認識されている方です。今後、園長は高い目標値100%を掲げ、運動会や懇談会等を通じてより一層の周知を検討されています。</p>	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	<p>『大正区地域福祉ビジョンVer.2.0 令和3（2021）年度～令和6（2024）年度』や『大阪市こども・子育て支援計画（第2期）（令和2年度～令和6年度）』を参考にしたり、福祉制度や児童福祉制度の外部研修に参加したり、法人内施設長会議に出席し、福祉や保育に対する需要や動向を把握しています。また、地域の子どもの出生状況や月ごとの入園申請や待機児童の状況について把握し、「中長期計画」や「事業計画」に反映させています。</p>	

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
	<p>経営状況については、理事会において情報を伝え、役員間で共有しています。直近では、理事長・理事長代理等も参加し、園内で会議を行い、「園の現状と課題 次年度に向けての準備」（令和3年7月29日付）を作成し、経営上の課題解決に向け下記のように取り組んでいます。</p> <p>1. 認定こども園に向けての準備について ①書類などの準備（8月中） ②保護者への周知（8月初旬）認定こども園への移行の手紙配布 ③保育の形態（11月中）カリキュラムなどの見直し ④地域に向けての周知活動（8月～）大正区「子育てウィーク」の利用者への周知等 ⑤次年度の園児数と職員体制</p> <p>2. 人材育成 ①第三者評価受審（訪問調査：9月28日） ②チューター制度を用いて新人研修を行う中で中堅職員を育成する ③事務所職員間（管理職）の連携 等</p>	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
	<p>「中長期計画」（令和3年度～7年度）は人材育成、予算、教育・保育内容、地域の人口動態等を踏まえ、ニーズに基づいた目標を明確にした上で、以下の5項目で構成されて、1) 現状、2) 課題、3) 実行計画の3分類されていました。3月に策定し、理事会において、諮問し決定しています。計画実行途中での見直しは、見直し手順に基づき実施し、職員会議において口頭で職員に進捗状況の説明をしています。</p> <p>5項目：①地域の状況、②人材について、③保育について、④設備・建物・財政面、⑤その他</p>	
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	<p>「事業計画」（令和3年度）は、運営方針、保育内容、家庭との連携、施設整備、人材育成子育て支援、地域との連携、苦情処理、危機管理など具体的な内容が記載されています。中長期計画の内容や、日常の保育のあり方を考慮した上で、実施可能なものにしていきます。</p>	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	<p>「事業計画」の策定にあたっては、3月の職員会議や年2回実施の個別面談等において職員の意見を聞き取り、実施状況の把握や評価・見直しを行っています。3月の職員会議において、理事会で承認された「事業計画」を全職員に配布し、園長が説明を行っていました。4月以降の職員会議においても伝達確認し、理解を促し、組織的・計画的・継続的に取り組みを行うようにしています。</p>	

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	<p>「事業計画」や園に関わる情報など、誰もが必要に応じて閲覧できる事を保護者に伝えています。令和3年度はクラス懇談会（5月）において、事業計画をもとにした今年度の取り組みについて園長より説明する予定でしたが、コロナウイルス感染症流行により開催中止となった為、配布物で保護者に周知していました。10月の個人懇談、3月のクラス懇談会においても各クラス、今年度の幼児教育・保育についての資料を配布し、保護者に説明をする予定です。</p>	

	評価結果
--	-------------

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	<p>園長、副園長、事務長、主任保育士等の管理職を中心に、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することで、幼児教育・保育の質の向上を図っています。「自己評価」（第一者評価）は、担当者ごとに振り分け、人材育成のツールとして使用できるよう、評価を行なって質の向上に努めようとされています。「第三者評価」は、市からの民間委託直後3年目（平成27年度）に受審し、今回で2回目（民間移管後では初受審）で、今後も定期的に受審されるご意向です。来年令和4年度からは、認定こども園へ移行されますので、「自己評価」に関しては毎年の実施 かつ 結果の公表も求められますので注意が必要です。</p>	
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	<p>評価結果にもとづき園として取組むべき課題を明確にしたり、実際の改善は行ってはいたが、職員がより実施状況が認識しやすく、課題をまとめた「改善計画書」は訪問調査当日、見当たらなかった。後日、提出された「令和3年度園運営 改善のための実行計画書」の今後の実施、見直し、継続的改善が求められます。</p>	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

	評価結果
--	-------------

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	<p>「園長の業務」・「職務分担表」（令和3年4月）で役割分担や責任・権限を明確にし、会議などで職員に周知しています。災害時の管理者の役割や責任についても『危機管理マニュアル 基本的指揮権等』（令和3年4月）にて明確化しており、園長不在時の権限委任等も明文化されています。</p>	

11	II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	<p>園長は、保育の新制度や社会福祉法人経営に関する研修に参加し、園運営にあたって必要な遵守すべき法令を認識し、リスト化しています。職員には職員会議などで勉強会を行い周知しています。</p> <p>訪問調査 9/28 (火) の際に、保育士・栄養士・調理師等の全職員の脳裏に遵守すべき法令が刻み込まれているか、「筆記テスト」を行い、確認しました。</p> <p>職員が回答した遵守すべき法令の一部抜粋：社会福祉法、児童福祉法、保育所保育指針、虐待防止法、個人情報保護法、労働基準法 等</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	<p>園長は、指導計画の省察の確認や各クラスの巡回観察、職員会議等を通して園の保育理念や保育方針に沿った保育が実践できているか確認し、指導を行っています。</p> <p>また、園長は過去に大阪府主催の評価調査者5日間研修を受講し、社会福祉協議会所属の評価調査者としても活動し、他園の状況にも精通しています。今回の受審にあたっては、リーダーシップを発揮し、具体的な取り組みを明示し、職員指導を行っています。</p>		
13	II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	<p>労務、財務面の進捗状況については、本部の顧問の税理士からの分析や社労士に労務管理についての助言をもらいながら経営を進めています。また、園長は副園長、主任保育士、事務長、職員の意見を取り入れ、「記録様式」(年間、月間、週・日指導計画など)の見直しを行い、PCデータ化したり、職員の業務が効率化できるよう取り組みを行ったり、行事の見直し等を行って指導力を発揮しています。</p>		

			評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	<p>保育理念、保育方針を遂行する為の人材育成は、「中長期計画書」(令和3年度～7年度)、「事業計画書」(令和3年度)に具体的に記載しています。職員配置については、個々の適正力量を考慮し、クラスに配属します。また、中堅職員の育成を行う為には中間層の職員をクラスリーダーとして配置しています。新規入職者は、人材派遣会社や就職フェア、募集広告に依頼する等で人材確保に努めています。</p>		
15	II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	<p>保育理念・方針にもとづき、「理想の職員さん」を明確にして、「中長期計画書」(令和3年度～7年度)や新人研修資料に記載しています。人事考課は、『人事考課規程 第4条』や「人事考課表」に基づいて実施しています。年に2回、職員との個別面談の機会を設け、人事考課の目的や効果について説明したり、各人の目標や仕事の達成度について聞き取りをした後、意見を交換し、人事考課が今後の職員のやる気や励みにつながるようにしています。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	<p>園長、副園長は、各クラスの状況や職員の状況を把握し、職員からの意向や必要に応じた人員の配置を行っています。有給の消化状況や残業の状況は有給休暇表や残業届に記録し、定期的に把握しています。また、職員の個々の有給消化率を計算し、消化率の確認を行っています。時間外労働は、月一度個々の時間数を計算し、不必要な残業を減らすよう昼会議などで啓発しています。</p> <p>年二回、職員と個別に面談する機会を設け、職務内容や園に対する要望などの聞き取りをするなど、仕事と生活の両立に配慮した環境づくりに努めています。労務的な相談等は、園長を通じて顧問の社労士に直接相談できるようになっています。また、他法人に先駆け、平成27年度(2015年)に、厚生労働省のくるみマークを取得しています。</p> <p>参考) くるみマークとは「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみ認定)を受けることができます。この認定を受けた企業の証が、「くるみマーク」です。</p> <p>厚生労働省HP くるみ認定 企業名都道府県別一覧</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijunttekigou/index.html</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	<p>種々の様式は、訪問調査時に確認させて頂きましたが、職員一人ひとりの目標の設定が、目標項目、目標水準、目標期限が明確になった適切なものは、確認できませんでした。下半期より、「目標管理シート」を使用し、各職員が目指す保育が明確になったり、一人ひとりの職員の仕事のやりがいや、質の向上につながっていくよう、12月、3月に職員と面談を行い、次年度に向かい準備される予定です。</p>	
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	<p>園が目指す保育サービスについての目標を達成するための養育、研修に関する基本姿勢や職員に求める専門性は、「中長期計画」(令和3年度~7年度)、「事業計画」(令和3年度)に記載しています。育児相談技術、乳児保育を理解し実施できる人材や専門資格(スマイルサポーター、ソーシャルケースワーカー等)の養成に力を入れています。3月の職員面談の際に学びたい研修の聞き取りをしたうえで「個人の研修計画」を作成し、計画的に実施しています。</p>	

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	<p>「研修計画」に沿って、園内研修、園外研修、園内・園外往還型（外部研修で受けた内容を保育現場で実践し、それをまた次の研修で持ち寄って研修を行う、外部研修と現場の取り組みの往還を繰り返す中で、保育の質向上を実現しようとする研修スタイル）を実施したり、新任や経験年数の短い職員にはOJTにより園内研修を進めています。保育職の専門性と価値が尊重され、保育者がやりがい、保育の探求のおもしろさを感じる対話的な研修の重要性や、保育者の主体的で・対話的で・深い学び（アクティブ・ラーニング）への転換を目指されています。園外研修に参加している職員のクラスにはフリー保育士や副園長、事務長がヘルプに入っています。</p>	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	<p>実習生を受け入れる事の意義や基本的な考え方や手順を『実習生受け入れマニュアル』（令和3年4月）に記載し、養成校と連携を取り実習生を受け入れています。実習生受け入れの窓口は主任保育士や事務長が行い実習中の具体的な内容についてオリエンテーションを行い説明しています。また、実習開始前に、実習内容を計画的に学べるよう実習生より「実習生受け入れ計画書」を提出してもらい効果的に実習が行えるようにしています。『実習生受け入れマニュアル』をもとに実習指導者への事前研修を行っています。保育士養成校とは、承諾書をかわし「実習要項」に基づき実習指導を行っています。また、実習中には学校側と連携会議を行っています。</p> <p style="text-align: center;">* 直近3カ年 実習生受け入れ実績</p> <p style="text-align: center;">2020年度 1人 2019年度 1人 2018年度 0人</p>	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	<p>園・法人のホームページや財務諸表等電子開示システムにて、運営の透明性を確保する情報公開をされています。コーポレート・ガバナンス（園の内部統制、健全な経営、効率的な業務）のKEYとなる①透明性、②情報公開、③説明責任を遵守されています。</p> <p style="text-align: center;">【 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムによる情報公開状況 】</p> <p>9/28 現在（平成31年4月1日～令和2年3月31日 決算情報等）</p> <p>① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款 ⑥ 役員報酬総額</p> <p>参考） 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム</p> <p style="text-align: center;">http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do</p>	

22	II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	(コメント)	「職務分担表」にて、事務、経理等に関する権限・責任が明確にされ、園長・事務長主導で公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われ、職員に周知しています。毎年、監事の公認会計等により内部監査が実施されており、また月次資料をもとに法人が委託している税理士より、助言や経営的指導を受けています。	

	評価結果
--	-------------

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	(コメント)	園と地域の関わりや考え方は、法人理念、保育理念に明記し、中長期計画、事業計画や全体的な計画等にも記載されています。活用できる社会資源は、リスト化し職員に周知しています。また、市役所、消防署、警察署、保健所からの情報について（ポスターやチラシ）は園内に掲示し保護者に知らせています。地域のお祭りや近隣校の行事の参加、また高齢者施設などの交流を行っています。（昨年度よりコロナウイルス感染症流行のため一時的に中止となりました）園が行っている子育て支援の活動や情報については、園外の掲示板や子育て支援センター、保健センター、ホームページ等で地域に情報提供しています。	
24	II-4-(1)-②	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	(コメント)	ボランティアの受け入れについての意義、方針や仕組みは、『ボランティア受け入れマニュアル』（令和3年4月）を作成し明文化するとともに職員会議で園長が職員に説明しています。受け入れ担当者は主任保育士・事務長とし、ボランティア活動者には、オリエンテーション時に主任保育士・事務長がマニュアルに沿って説明を行っています。 * 直近3カ年 ボランティア等受け入れ実績 2020年度 1人（保育補助） 2019年度・2018年度 0人	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	(コメント)	活用できる地域社会資源は、リスト化し職員に職員会議で説明し情報の共有化を図っています。就学する小学校に学校見学に行ったり、学校職員の保育参観など学校の先生と意見交換する場を設けています。（今年度はコロナウイルス感染症流行のため中止となりました）また、要保護児童地域対策協議会（児童福祉法第25条の2）に参加し、対象の子どもがいれば対応できるようにしています。必要に応じ、医療機関や保健センター、中央こども相談センター（大阪府中央区森ノ宮）と連携をとっています。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	子育て支援活動等でアンケート調査を実施し、地域の子育てニーズを把握するようにしています。区、民生委員・児童委員の方とともに、見守りが必要な家庭や気になる子どもについての情報を共有し、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努め、相談・見守りの体制を整えています。	
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	園庭開放を行ったり、未就園児の親子を対象に子育て講演会を開催しています。また、今後定期的にサークル支援や近隣公園への出張保育等を行って行く予定です。社会福祉施設ではまだ少ない、非常災害時の「津波避難ビル」として指定され、子育て支援施設の核として、地域の活性化に努めています。また、園には大阪府認定のスマイルサポーターが2名在籍（別途 今年度2名受講中）や、コミュニティーソーシャルワーカーが2名在籍し、いつでも子育て相談などに応じる事ができる事を門扉の掲示板でお知らせしています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	法人理念、保育理念で一人ひとりの子ども達の生活全般を尊重する事を掲げ、『保育マニュアル 各年齢 1日の流れ』（令和3年7月）、「全国保育士会倫理綱領」等にて職員に周知し、子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っています。性差への先入観による固定的な対応がないよう日々の保育の中で（製作やコーナー保育、クッキング、掃除等）配慮しています。『保育マニュアル』等に子どもに対してのかかわり方や接し方などを明記し、一人一人の個性を尊重し、その子どもに合わせた幼児教育・保育が出来るように共通理解を持てるようにしています。特に、人権研修については「人権教育年間計画」を立て、月一回人権や文化の違い、互いに尊重する心について子ども達に教育する時間を持つとともに保護者にも園での取り組みや子どもの様子について「園だより」やクラス懇談会などで知らせています。	
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	子どものプライバシー保護は、『保育マニュアル 着替え（各年齢）』（令和3年3月）、『保育マニュアル 排泄』（令和3年6月）等に沿って、子どもの羞恥心へに配慮し、保育が行われており、職員会議で周知徹底しています。日常の場面の排泄援助、着脱については、パーテーションを使用する等、子どもの羞恥心に配慮しています。また、不適切な事案が発生した場合の対応方法は「問題解決用紙」に記入し、検証・再発防止・未然防止に取り組み共通認識が持てるようにしています。	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30	Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
	(コメント)	保育理念や保育内容等の園の情報は、市や園のホームページに記載されています。園作成の『ガイドブック』は、誰が見ても見やすいように写真やイラストを使い、分かりやすい言葉を使用し、利用希望者に対し配布しています。また、園の内容を『保育所入所案内』に記載し、所轄担当課や公共施設に設置しています。園のホームページ、『ガイドブック』、『保育所入所案内』は年1回見直しを行っています。	
31	Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
	(コメント)	入園時には『業務マニュアル（入・退所について）』（令和3年4月）に沿って、「重要事項説明書」を用いて園の運営について保護者に説明し、説明を受けて同意した場合は、「重要事項説明書についての同意書」の提出をしてもらいます。サービス開始、変更時には関係資料を用いて丁寧に説明しています。入園前の新規面接において、子どもの日常の様子を聞き取るとともに『ガイドブック』や資料を用いて、幼児教育・保育の内容、持ち物、市に納める保育料以外に必要な購入品等について説明しています。また、意思決定が困難な外国人、障がいを持っておられる方には、行政と連携しながら対応しています。	
32	Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	(コメント)	卒園・転園時には、『業務マニュアル（卒園・転園時の対応）』（令和3年4月）に沿って、保護者に同意を得た上で、「保育所児童保育要録」を作成し、小学校や転園先に引き継ぎます。また、要録などに記入出来ない引き継ぎ事項については、転園先や就学先と面談をし、口頭で伝えています。保育終了後も保護者が相談できるように受付窓口は園長が行っています。保育終了時に保護者に対してその後の相談方法や担当者について説明を行い、文書を保護者に配布したり、『ガイドブック』にもその旨を記載しています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	(コメント)	入園説明会時に園への要望について聞きとり、保護者の意向を調査しています。また、クラス懇談会（5月、3月）個人懇談（10月）、保育参加、給食参観において 行っている保育を伝えるとともに保護者の意向を聞く機会を設けています。（コロナ禍のため、中止したものもあります。）必要な場合はアンケートをとっています。行事などのアンケート結果については、検討し、改善すべき点を明確にしています。保護者から頂いた意見は、昼会議や職員会議で情報を共有し、改善すべき点を明確にし、「保育計画」の見直しを行っています。 2021年8月実施の「保護者アンケート」結果は、日頃の幼児教育・保育を賞賛する良い内容でした。 1) 大変高い満足度 園全体の保護者満足度 5段階評価 ⇒ 4.6 大変高い満足度 2) その内容 0歳児 ひよこ組の保護者の代表的コメント（詳細：巻末のアンケート結果を参照） ① 職員の方や園長、子供たちの距離が近く親しみやすい。 ② 違うクラスの子供と遊ぶ機会が多く、可愛いがってもらえる。 ③ 一人一人の個性を大切にされた保育をして下さる。 3) 回収率 = 55.2% = 回収 37 / 配付 67 もう少し上げたい	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	<p>(コメント)</p> <p>苦情解決の仕組みについては、新入園児の保護者には『ガイドブック』、在園児の保護者には5月に資料を配布し、保護者に説明をしています。また、玄関前の掲示板に「苦情申し出窓口の設置について」の文書を貼り出しています。その文書や『ガイドブック』等に、2名の第三者委員へ直接コンタクト出来る電話番号も明記されていました。また、「ご意見箱」を設置するなど苦情を申し出しやすいようにしています。</p> <p>苦情内容及び解決結果等の公表は、苦情を申し出た保護者等に配慮し、法人HP 情報開示資料のページにおいて、(毎年6月に)[ご報告 法人運営施設において令和〇年度に公表すべき苦情内容・解決結果]を記載しています。</p>	
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
	<p>(コメント)</p> <p>新規面接時に保護者からの相談は、相談方法や複数の相談相手の中から自由を選ぶ事を『ガイドブック』を用いて説明しています。また、在園児にはクラス懇談会で資料を用いて説明をしています。資料については、玄関に掲示しています。意見が述べやすく、プライバシーを守るため、相談時は3Fホールなど個別にスペースを設けるよう配慮しています。また、送迎時等、保護者に積極的に声を掛け意見を伺う姿勢を心掛けています。</p>	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	<p>(コメント)</p> <p>相談や意見や苦情があった場合は、『苦情対応マニュアル』(令和3年4月)に沿って、「ケース記録」を記入し、苦情解決を行っています。苦情、要望等を受け付けた際は、速やかに全職員に周知できるよう職員会議で報告し、迅速に対応しています。対応結果の保護者への報告は、24時間以内に回答するようにし、万が一回答が不可能な案件については進捗状況が分かるようにお知らせをします。</p>	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	<p>(コメント)</p> <p>『危機管理マニュアル』(基本的指揮権 令和3年4月)にて事故発生時の対応や安全確保の責任者、手順等を明確にし、職員に周知して、安心・安全な幼児教育・保育サービスを目指しています。また、『事故防止及び事故発生時対応マニュアル』(令和3年8月)の手順に沿って「事故報告 問題解決用紙」や「ヒヤリハット用紙」を記載しています。重大事故に至る可能性のある3つの保育場面 ①睡眠中 SIDS研修を年2回実施、年齢に応じて「睡眠チェック表」を使用 ②プール使用時・水遊びの際 少なくとも年に1回は心肺蘇生訓練を実施し、すべての職員が緊急時に対応する力を身につけるよう研修を実施されています。③食事中 誤飲・小さく刻む等の配慮をされています。また、園庭の遊具は、専門業者による点検「総合遊具チェックシート」(2021年3/29実施)や職員により毎日「チェックリスト」による点検が実施されています。ただ、園庭の砂場の砂の量には注意が必要です。</p>	

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	(コメント) 『保健マニュアル(感染症)』(令和3年8月)、「保健年間計画」を作成し、職員に周知しています。月1回衛生会議を担当者を中心に行い、園内の感染症の発生状況の周知や予防策を講じています。感染症が発生した場合は、掲示板にて、保護者にも情報提供を行っています。 訪問調査の実施日は、新型コロナウイルス感染症 第5波の緊急事態宣言期間中(8月2日~9月30日)でしたので、評価調査者のコロナワクチンの2回接種済、訪問時の玄関での検温・手洗い実施や、ヒアリングの実施場所は、3Fに在る風通しの良い大きなホールで、机・座席を2班に分け十分に間隔をあけて設置し、机の中央に透明 アクリルパーテーションを設置し、マスク及びマウスシールドの着用、ホール内の窓や扉を開放し、換気を良くし、随時の休憩、及び 昼食時はそのホール内で無言で黙食等、やれる事は全て慎重に実施しました。	
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	(コメント) 『大阪市に想定される被害(令和2年1月1日)』より、最も被害が大きいと想定している地震は、「南海トラフ巨大地震」M 9.0~9.1、震度6弱や「上町断層帯地震」M 7.5~7.8、震度6弱と想定し、園舎は令和元年に新築し、鉄骨造3階建てで耐震化されています。「大正区における水害ハザードマップ」より、南海トラフ巨大地震時の津波(浸水深さ2.0~3.0m)への対応は、園舎の3Fに避難します。園は市より「津波避難ビル」に指定(協定書 令和2年2/6付け)されています。2016年に保育業界では日本初となる国際規格ISO22301 事業継続マネジメントシステムの認定を受け圧倒的な自然災害対応力を備えています。『危機管理マニュアル(防災編)』(令和3年4月)等を整備し、年度の初めに見直しを行い、毎月訓練を実施しています。備蓄品は、「備蓄リスト」に記載し1日分の飲料水(子ども、職員、避難者分 約380L)や食品を用意しています。近年、気候変動により、日本沿岸の海面温度が上昇し、水蒸気を多く含むようになっており、線状降水帯、長雨蓄積型、激しい雨(1時間30mm以上)等の集中豪雨にも警戒が必要で、市の避難情報(令和3年5月から 警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 までに必ず避難 警戒レベル5 緊急安全確保)に注意し、大規模災害時は「自分の身は自分達で守る(自助)」(危機管理の基本 最悪を想定)の意識が賢明です。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
	(コメント) 『保育理念』『保育方針』『全体的な計画』に基づき、『保育マニュアルー標準的な実施方法』(令和3年4月)等を各年齢ごとに作成し、全職員に周知しています。マニュアルには、保育の基本姿勢をはじめ、具体的な保育を展開していくための標準的な実施方法、子どもの人権、プライバシーの保護や個性尊重の姿勢が明示されていました。職員は職員会議等で随時読み合わせを行い、園長、副園長、事務長等リーダーが実施方法について日々現場確認を行い、保育指導を行っています。幼児教育・保育内容の実践が画一的なものにならないように配慮し、子ども一人ひとりの個性、育ちを大切にして幼児教育・保育を展開しています。	

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	<p>「各種マニュアル類 文書管理台帳」にて『業務マニュアル』『危機管理マニュアル』『保健マニュアル』『給食衛生管理マニュアル』『保育マニュアル』等の各種マニュアルの改訂履歴を確認しました。『保育マニュアル 一日の標準的な実施方法の変更について』では、子どもの姿、職員や保護者からの意見や要望を反映して、その都度振り返りながら赤字で修正記入して見直し箇所を明確にし、次年度の改訂に生かしていました。また、クラス懇談会や個人懇談で保護者から出た意見や要望は職員間で共有し、保育の実施方法の見直しにあたっての参考とし、反映するようにしています。</p>	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	<p>園長を福祉サービス実施計画策定の責任者としています。『全体的な計画』に基づき、「年間指導計画」は主任保育士、クラス担任、栄養士等関係職員で合意のもと作成し、園長、副園長が確認しています。保護者とは入園時、また各学年ごとに個人懇談を行い、個々の子どもの状況を把握して発達段階や家庭環境を踏まえた配慮のもとに「個人指導計画」を作成しています。指導計画作成の手順、振り返り・評価を行う仕組みについては、『業務マニュアル』（令和3年4月）で定めていました。支援困難ケースの記録はきめ細かく作成され、全職員で検討協議しながら「個別指導計画」を作成し適切な保育の提供に繋げていました。</p>	
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	<p>「年間指導計画」「個別指導計画」の見直しについては『業務マニュアル』（令和3年4月）に基づき、年2回（9月・3月）に行っています。また指導計画等を緊急に変更する場合の仕組みについても『業務マニュアル』に明記されていました。事務所（園長、副園長、主任、事務長）、クラス代表職員によって「年間指導計画」や月案の評価反省は月1回実施し、振り返り・改善を行っています。昼会議で随時、保護者ニーズ等に対する保育や保護者支援などについての話し合いを行い評価し、次年度の「指導計画」の作成に生かしています。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	<p>子どもの発達状況や家庭環境を踏まえた保育の実施状況は、「児童表」「個別指導計画」等統一された様式に記録しています。個別の「指導計画」（乳児は毎月、幼児は期ごとに作成）に基づく保育・教育が実施され、個々の子どもの育ちの姿を詳細に記録しています。また、共通認識が必要な情報は、毎日実施している昼会議やケース会議・職員会議などで全職員に周知し共有しています。</p>	
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	<p>子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供等に関しては『運営規定』に定められており、園長が責任者として管理しています。『改正個人情報保護法』（2017年5月30日施行）を遵守した『個人情報保護マニュアル』（令和3年4月）を整備しています。職員には記録の管理を徹底する為の園内研修を7月に実施していました。保護者には『ガイドブック』に個人情報の保護を徹底している事を明記し、年度当初に「個人情報同意書」を提出していただき、理解を得ています。</p>	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	『全体的な計画』は、『児童憲章』『児童の権利に関する条約』『保育所保育指針』、法人の理念、園の理念、保育方針・目標に基づいて適切に編成されています。保育理念では、「こども達の権利を守り、安全で楽しく生活出来る保育を提供する」と謳い、また家庭や地域とのつながりを大切に、子育てを支援する保育所を目指すことを明記していました。また、子ども一人ひとりの育ちを尊重して援助し、「新しい時代に生きる力の基礎を培う」ことを使命として掲げており、『全体的な計画』の作成に反映されていました。『全体的な計画』は、全職員の参画による見直しを年二回（9月、3月）に行い、次年度の作成に活かしていました。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	保育室は、温度、湿度の調整、換気、採光、音量等に配慮し、適切な状態を保持するように実践していました。常に清潔で安全な環境整備をするために掃除は決められた方法・手順と時間を定め、毎日「チェックリスト」にて確認をしていました。広々とした明るく清潔な各保育室は、子どもと大人の動線に配慮して、遊び・食事・睡眠の空間を分けるように環境構成をしていました。一人ひとりの子どもが特定の大人と愛着関係を形成し安心して心地よく過ごす人的物的環境を提供するために、乳児は育児担当制保育、幼児は少人数のグループ活動を取り入れていました。	
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	「連絡帳」や送迎時の保護者との関わりを通して、子ども一人ひとりの発達過程、家庭環境等をきめ細かく把握し、個人差に配慮して保育を進めています。『業務マニュアル』（令和3年4月）に示されているように、保育者は、子どもの手本となるような言動を心掛け、一人ひとりに丁寧に関わり思いを受け止めるように適切に対応しています。今後は互いに具体的な事例に基づき日々の保育を振り返り議論しあう会議や研修の手法を取り入れるなど、更なるスキルアップを期待します。	

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	『保育マニュアル 標準的な実施方法』（令和3年4月）や『一日の流れ（各年齢）』（令和3年7月～9月）に基づき、一人ひとりの子どもの生活リズムや発達状況に合わせて、健やかに基本的な生活習慣を身につけていけるように関わっています。自分でやろうとする気持ちを大切に、個別に丁寧な援助と環境の工夫をしていました。毎月1回、「年間保健指導計画」に基づき、子どもたちに向けて、自分の身体に関心を持ち、健康増進のための習慣や態度を身に付けるための働きかけを行っています。	
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	室内では子どもが主体的に好きな遊びを見つけ落ち着いて遊び込めるように遊びのコーナー（机上 構成 ママゴト 造形 絵本・休息等）を設置し、子どもの成長や興味関心に適した玩具遊具等を用意していました。乳児幼児とも、園庭や廊下等で、毎朝年齢発達に沿った運動遊びを行っています。運動遊びは年間を通じて講師による指導のもと、系統的に「体育指導計画」を作成し、子どもの運動発達を保証する実践を積み重ねていました。また行事や散歩などを通じて継続的に異年齢交流保育を実施したり、地域の人たちに接する機会を取り入れる等、豊かな人間関係が育まれるように配慮しています。廊下の一角では、生き物を観察したりお世話活動ができる「水族館」コーナーを設けたり、ゆったりくつろげる「絵本」コーナーが設置されていました。	
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	基本的信頼感の形成と情緒の安定のため、育児担当制を実施し、保育者との親密な愛着関係が築かれるように1対1での関わりを大切にしていました。保育室は温かみのある落ち着いた空間で、遊び、食事、着替え・排泄、睡眠のコーナーを設置し、子どもと大人の動線が整理されて落ち着いて過ごせるように工夫していました。また、屋上には柔らかい人工芝が敷き詰められた空間があり、0歳児がハイハイなどの粗大運動が安全にできるように配慮されていました。家庭とは、「連絡ノート」等を利用して子どもの24時間の生活を把握し、連携を密にして、個々の発達に配慮した保育を進めていました。	
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	育児担当制を取り入れ、家庭との連携を密にして「個別指導計画」を作成し、個々の発達目標に合わせたきめ細かな保育を実践していました。保育士は、子どもの自我の育ちを受け止め気持ちを代弁したり、友だちとの関わりの仲立ちをするなど、一人ひとりの育ちに合わせて援助しています。園庭遊びやリトミック等の機会に異年齢の子どもたちと関わったり、担当保育士以外の園の職員と関わる等、様々な人に温かく見守られていることを実感できるように配慮していました。	

A⑧	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	<p>養護と教育が一体的に展開されるように『全体的な計画』『年間指導計画』に基づき月案を作成し、それぞれの年齢発達に応じた遊びの環境を整備し、保育士が適切に関われるよう配慮して様々な遊びを展開しています。5才児は、行事などの機会に友だちと協力し合ってやり遂げる取り組みに挑戦しています。またリトミック、鍵盤ハーモニカ等の活動を、発達に沿って積み上げて育ていけるように、それぞれの「遊びの年間計画」を各年齢ごとに作成していました。様々な行事や日々の活動での子どもの姿や育ちについては、保護者や地域・小学校に写真、参観、広報等で伝える工夫をしていました。</p>	
A⑨	A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	<p>障がいのある子どもの「個別指導計画」を作成し、各クラスの「指導計画」と関連付け、集団の中で子ども同士が共に助け合い育ち合えるように配慮し保育を進めていました。障がいのある子どもの保護者とは連携を密にして、相互理解を深め支援していくようにしています。必要に応じて、区の保健師の巡回指導による発達相談や助言を受けて保育に活かしています。担当者は会議において子どもの様子を報告し、全職員が障がい児保育に関する必要な知識や情報を得て、思いを共有して保育しています。個別のケースに配慮しながら気になる子どもの保護者には専門機関を紹介したり、全保護者には毎月の子どもへの人権教育で障がいに関する内容を取り入れていること等を伝えています。</p>	
A⑩	A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	<p>グループ保育や担当制保育の形態を長時間保育においても継続して行うように、小グループで過ごす等、個別の配慮を丁寧に行っています。また家庭的な雰囲気でも落ち着いた過ごせるように、安全な玩具で遊べるコーナーや絵本の読み聞かせをする等、人的・物的環境の整備をしています。「視診表」には全児の健康状態や連絡事項が記載してあり、引継ぎ表としても利用し、保育士間で子どもの状況や伝達事項を把握し、確実に保護者に伝えられるようにしていました。</p>	
A⑪	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	(コメント)	<p>『全体的な計画』『年間指導計画』等に、就学に向けて小学校との連携や情報について計画的・組織的・体系的に記載し、小学校へなめらかな接続ができるように保育内容を工夫して実践しています。当番活動を発達に合わせて3歳児から取り入れたり、5歳児は行事の準備等子ども自身が考え友だちと協力しあって取り組めるような「カリキュラム」を取り入れていました。保護者にはクラス懇談会や面談時で就学に向けての不安や悩み等を共有できるように意見交換をしています。小学校との連携は密に行われていて、小学生との交流や、3月には小学校教諭が来園、就学する一人ひとりの子どもの引き継ぎを行っています。特に要支援の個別ケースについては緊密な検討会を継続的に行っていました。</p>	

A-1-(3) 健康管理

A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 a

『健康管理マニュアル』（令和3年4月）の項目に基づき「年間保健計画」を立てて実践しています。計画に基づき、職員には毎月職員会議において保健研修を行い、また幼児クラスでは毎月（第2月曜日）手洗い・歯磨き・早寝早起き朝ごはん等の保健指導を保育に取り入れていました。既往症や予防接種の状況は「健康手帳」に記載しており、一人ひとりの心身の健康状態をきめ細かく把握するため、毎朝、副園長が各クラスへの保健巡回を行い、健康観察、病欠児の内容確認、与薬有無、保育室の湿・温度等環境確認を行い、必要な情報は昼会議で伝え、職員間で共有していました。SIDSに関する必要な知識については年2回（8月、3月）『SIDSマニュアル』（令和3年7月）や「睡眠チェック表」を基に研修を行い、全職員に周知し、実践している事を確認しました。保護者にはSIDSに関する情報を提供したり、「保健だより」で園の子どもの健康に関する取り組みを知らせていました。

(コメント) **【 健康・保健面での取り組み 】**
 1. 毎日、副園長が保健巡回を行い、以下の内容について把握しています。
 ○登園後の子どもの健康状態について各クラスを巡回し、把握 ○欠席（病欠）の内容を確認・感染症の状況 ○保育室の温度と湿度の確認 ○薬の有無（与薬票の確認・気管支拡張テープの確認）
 2. 幼児クラスにおいて年間保健指導計画を基に毎月1回（第2月曜日）保健指導を行っています。
 ○手洗い指導 ○保健内容の紙芝居 ○歯磨き指導 ○早寝早起き朝ごはん 等
 3. 園で起きた怪我の対応、処置を行っています。
 ○園内で起きた怪我の手当て、必要であれば通院の手配
 4. 園児の健康に関する事項について定期的に検査、健康診断を行っています。
 ○身体計測（毎月1回 全園児） ○尿検査（年1回 2歳児～5歳児） ○歯科検診（年1回 全園児） ○定期健康診断（年3回 乳児）（年2回 幼児）
 ○視力検査（年1回 4歳児） 等々

A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。 a

(コメント) 健康診断、歯科健診の結果は、個人の「健康手帳」記載し、全職員に周知し、日々の保育内容や保健計画に反映しています。保護者へは健診結果を報告し、家庭と緊密に連携して健康管理や受診指導を行っています。

A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 a

(コメント) 『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（厚労省 2019年改訂版）に基づき、園独自の『アレルギー対応マニュアル』（令和3年4月）を作成しました。保護者には主治医からの「指示書」を年2回提出していただき、個々の子どもの状況に合わせてアレルギー除去食の提供や皮膚疾患薬の塗布を行っています。食事の提供などにおいては、できる限り他児との差異を感じることがないように献立を工夫する配慮をしています。職員は『アレルギー対応マニュアル』に基づき園内研修を実施していました。保護者には「重要事項説明書」や『ガイドブック』においてアレルギー疾患、慢性疾患等の園の対応について情報を提供しています。

A-1-(4) 食事

A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	<p>食事は担任保育者と一緒に食事し、グループに分かれてゆっくりといただきます。（現在コロナ禍の為、一時的ですが一緒に食事をしていません）食事献立を朝の会で伝え、子どもの期待が膨らむよう工夫しています。子ども達が食に関する興味・関心をもてるように「食育年間計画」を作成し、家庭と連携しながら、食育を計画的に進めています。食育活動では、ピーマン、トマト、ゴーヤ、なすび等の野菜の栽培をし、それらを使って料理を楽しんでいます。給食・クッキング参観等に参加してもらい、保護者が試食出来る機会を設けています。（現在コロナ禍の為、一時的ですが行っていません）</p> <p>(コメント) 【 栄養士を中心とした食のチームによる食育の取り組み 】</p> <p>昨年度はクッキング活動が行えませんでしたでしたが、毎月絵本メニュー・郷土料理メニューを取り入れています。絵本の中に登場するお菓子や料理を提供することで、絵本にも食材にも興味を持ってきています。郷土料理では海外にも目を向け、子どもにも食べやすいようにアレンジを加えて提供しています。その他毎年度年長児は学習した三色食品群の知識を深めるために、毎日の給食をお当番さんが色分けをして今日のパワーを調べています。コロナ禍のため、今年度は工夫して幼児クラスでえんどう豆・そら豆のさや剥き、とうもろこしの皮剥き、サンドイッチ作りを行いました。</p>	
A⑯	<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>『改正食品衛生法』（2020年6/1施行）による「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」への対応は、『大量調理施設衛生管理マニュアル』（平成29年6月16日）、『給食衛生管理マニュアル』（令和3年5月改）の遵守を徹底して衛生管理に努めています。2台のT社製の中心温度計の校正状況も確認しました。また、月1回給食会議を開催したり、栄養士を中心に『給食マニュアル』研修を実施しています。</p> <p>2021年8月実施の保護者アンケート結果より 子ども・保護者より、極めて高く評価されています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容が分かるようになっていませんか はい実数 35 (97.2%) ・給食のメニューは充実していると思いますか はい実数 34 (94.4%) ・お子さんは給食を楽しんでいると思いますか はい実数 32 (88.9%) ・一人一人に適した量やその日の体調に合わせた調理方法等の配慮がなされていると思いますか はい実数 29 (80.6%) <p>食事への配慮が必要な場合（離乳食、アレルギー等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との十分な連携がとれていると思いますか はい実数 32 (88.9%) <p>2歳児 りす組からのコメント 給食、手作りおやつがいつも美味しそう。 3歳児 くま組からのコメント（複数）給食が美味しく、食育もしっかり定期的にして下さり、子供達が参加できるのが良い。 4歳児 きりん組からのコメント（複数）給食やおやつが手作りで、食育にも力を入れてくれている。 弊社が調査当日9/28（火）の昼食を食べた感想：「かぼちゃコロケ ほんま美味しかったです。保護者アンケートで絶賛されていたのがよく分かります。」</p>	a

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 a

(コメント)

0、1、2歳児は「連絡ノート」3歳児以上は活動内容「子どもの様子」を各クラス廊下に掲示し、必要に応じてお迎え時に子どもの様子を伝え、家庭との日常的な情報交換を行っています。運動会、発表会などの行事や保育参加（年2回）等、子どもと直接触れ合う機会を持つことで、子どもの成長を共に喜び、共有できるようにしています。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、「ケース記録」や「児童票」「個別の経過記録」に記録されています。

A-2-(2) 保護者等の支援

A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 a

(コメント)

クラス懇談会（5月：今年度は配布物で対応 2月）、個人懇談会（10月）を行い、園での具体的な保育内容や個人の様子、今後の課題を伝えあい、保護者と相互理解するための場を設けています。保護者からの個別の相談については「相談表」に記録し、相談内容によっては関係機関と連携を図るなどの対応をしていました。また、全保護者に年2回子どもと触れ合いながら「保育参加」をしていただく機会を設けるなど、園の保育を実感し理解を得る取り組みを実施していました。職員には『保護者支援マニュアル（保護者とともにクラス運営を）』（令和3年4月）に基づいて、懇談会の骨子や保護者支援の目的・方法を周知し実践に繋げていました。

A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 a

(コメント)

「大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例」や「改正児童虐待防止法」（2020年4月施行）に基づき、『園児虐待対応マニュアル』（令和3年4月改訂）を整備し、全職員には虐待などの権利侵害を見逃さないように周知徹底するとともに、園内研修を実施し、共通認識できるようにしていました。6月に保護者へはポスターの掲示で啓発に努めています。気になる家庭については、送迎時や日々の保育の中で子どもや保護者の様子を観察し、早期発見に努め、関係機関と連携を密に取りながらきめ細かな支援をしていることが「申し送り表等の記録」にて確認できました。

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	『自己評価ガイドライン』（厚労省 2020年改訂版）に基づき、一人ひとりの職員が自己目標を立て、自らの保育実践を振り返る自己評価を年2回（7月、12月）行い、園長面談を実施していました。また日々の保育の記録において自己評価を行うことで、職員間の学びあいや意識の向上につながっています。今後は、更に「子どもの育ちをとらえる視点」「自らの保育をとらえる視点」からきめ細かく自己評価を行い、職員間で意見交換したりアドバイスしあうような機会が更に充実して、園全体の保育の底上げにつながることを望まれます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A㉑	A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	子どもへの不適切な対応が行われないように、体罰等禁止についての条文が『就業規則』に明記されていることを確認しました。子どもへの接し方や言葉遣い等を検証するため、随時職員会議等で話し合っています。また人権に関する園内研修は年間計画を立て、毎月実施していました。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	67 家族 (回収率 55.2% = 37回収 / 配付67)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2021年8月実施)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

保護者 37人から回収(回収率 55.2% = 37回収/配付67) その結果は大変高い満足度を示しました。【園全体の保護者満足度平均値 5段階評価 ⇒ 4.6 大変高い満足度】各クラスの5段階評価、回収率、代表的なコメントを以下に記載します。

0歳児 ひよこ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 5.0 (回収率50%=回収2/配付4)

- ① 職員の方や園長、子供たちの距離が近く親しみやすい。
- ② 違うクラスの子供と遊ぶ機会が多く、可愛いがってもらえる。
- ③ 一人一人の個性を大切にされた保育をして下さる。

1歳児 うさぎ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.8 (回収率57.1%=回収4/配付7)

- ① どの先生もお名前を知ってくれていて、気さくに声を掛けてくれる。
- ② 穏やかに過ごさせているように思う。
- ③ 季節によって園の飾りや給食、遊びなど変えてくれるので子供も反応して楽しんでいる。

2歳児 りす組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.6 (回収率61.5%=回収8/配付13)

- ① (複数意見) 季節の行事やイベントの取り組みがとても素晴らしい。
- ② 廊下の飾りを行事毎に、季節毎に変えてくれたり、内容もとても充実しているのが親が見ていなくても伝わってくる。保育時間中子供をしっかり見てくれているのに、これほど準備出来るものかと感嘆です。
- ③ お手伝いのベテラン先生がすごくいい。朝、夕方に来てくれていて鶴町保育所の時から居てくれていて安心しますし、愛情があります。

3歳児 くま組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.5 (回収率61.5%=回収8/配付13)

- ① (複数意見) コロナの真っ只中でも、子供が沢山遊べるようにとても配慮して頂いて、ソーシャルディスタンスなど守りつつイベントをして下さってとても嬉しく思っております。
- ② (複数意見) 保育園は清潔で、様々なおもちゃがあります。
- ③ (複数意見) 給食が美味しく、食育もしっかり定期的にして下さり、子供達が参加できるのが良い。

4歳児 きりん組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.6 (回収率58.4%=回収10/配付17)

- ① (複数意見) 給食やおやつが手作りで、食育にも力を入れてくれている。
- ② (複数意見) 保育施設がきれい。
- ③ (複数意見) 保育士の先生方が優しく思いやりがある。みんな明るく元気いっぱい。

5歳児 らいおん組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.2 (回収率38.5%=回収5/配付13)

- ① 人数がそんなに多くない園だから、どの先生にも名前と顔を覚えてもらっている。
- ② アットホームな感じがします。
- ③ 英語遊びや小学生になるに向けて、ひらがなや数字の勉強の時間がある。

以上

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等